

湖東地域における戦後農業の変遷と地域景観の復権  
—愛荘町長野西集落を事例として—

谷川 聰一

愛荘町歴史研究 第2号 別刷  
愛荘町教育委員会 文化振興課  
2009年2月



# 湖東地域における戦後農業の変遷と地域景観の復権

—愛莊町長野西集落を事例として—

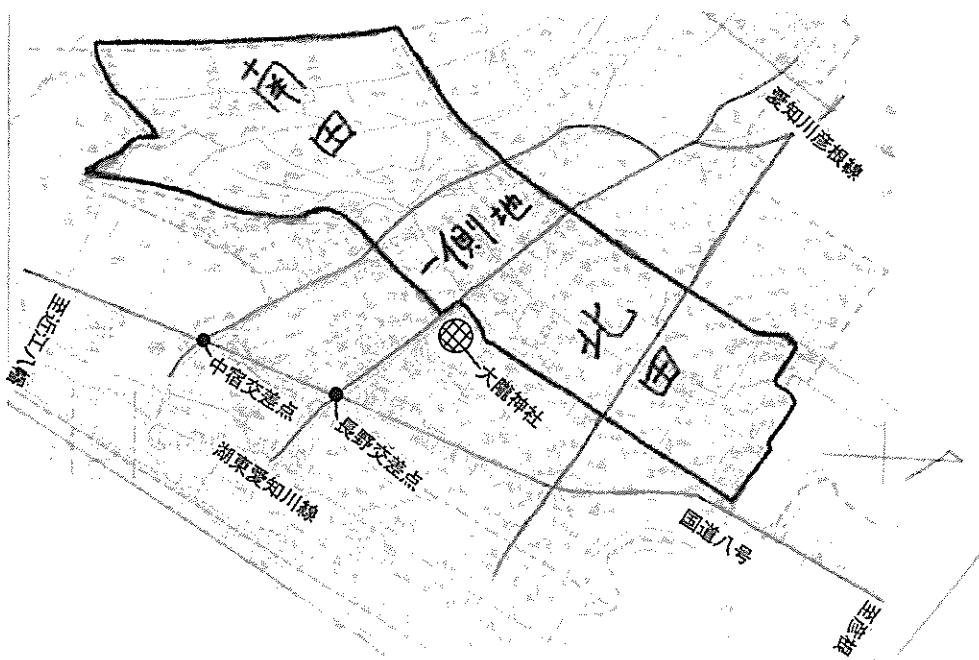
谷川聰一

## 長野西集落の農耕環境

長野西集落は愛莊町の北西部に位置し、集落の南東側は長野東、西側は川原、北側は彦根市肥田町に隣接している。また、南西側に愛知川が、北東部には宇曽川が流れている。国道八号は、当集落の一km上を南北に走っている。当集落は、長野本郷・出町・出屋敷で構成され、現在、三一七世帯九六七名の集落である。

長野西地区の領域は愛知川と宇曽川とに挟まれたおよそ一〇〇haの地域であり、地形は、東西八尺(一・四m)、南北三間(五・四m)の高低差と概して平坦で、水稻単作地帯である。農地は土壤別に北田(重埴土)、一側地(砂質壤土)、南田(壤質砂土)に大別できる。(地図一参照)

北田は条里型地割が残された肥沃な土壤で、一側地は愛知川の度重なる氾濫のため耕土一五cmで下層は砂利層、南田は砂利混じりの土壤とそれぞれ異なつており、地域内においても農耕技術の差異が認められる。灌がい用水は、昭和一〇年頃に、湧壺・野井戸をさくせ井し用水を賄っていたが、同四〇年頃の愛知川河床低下により湧出量が低下したため、大半の湧壺・出壺・野井戸は涸れあがり、現在では各所に揚水ポンプを設置し必要



地図1 長野の農業環境地図



に応じポンプアップしている。同三〇年代には清水が流れている用水路に天然記念物であるサンショウウオが、同四〇年頃まではハリヨが生息しており、この清水は集落内の外川戸（昭和三九年頃まで屋外の小川の一部で洗顔・食器洗い・洗濯をしていた場所）を通過し、水田の用水路へと注いでいた。

昭和中期（昭和三〇年代）までの主要作物は水稻（品種ハツシモ・藤阪五号・農林一七号・金南風・マンリヨウ・キンバ・滋賀羽二重襦等）で、水田裏作にはナタネ（オオミナタネ、ムラサキナタネ）、小麦（農林六一号）、ビール大麦（アサヒ一九号）が、畦畔には大豆（赤莢・ミズクグリ）が栽培されていた。今日における主要作物は依然として水稻（コシヒカリ・キヌヒカリ・日本晴・滋賀羽二重襦等）で、水田転作には小麦（ふくさやか）、大豆（オオツル、タマホマレ、エンレイ）を栽培している。また、從来から農家が家庭菜園にトマト、ナス、キュウリ、カボチャ、スイカ、マクワ、ピーマン、ハクサイ、キャベツ、ミズナ、ホウレンソウ、ネギ、タマネギ、ニンジン、サトイモ、カブシヨ、バレイシヨ等多種多様な野菜を栽培している。

昭和中期まで（機械化以前）の水田の耕起方法はスキによる一スキ毎の平起こし、裏作の麦・ナタネはスキによる畦幅九〇cm、畦高七〇cmの高畦であった。同中期以降（機械化後）のそれは耕耘機・トラクターによる平畦ロータリー耕耘に転換した。

昭和中期までの肥料は、稻作に堆肥、レンゲ（綠肥）、ニシン、ニカラワを、畑作物に白子、大豆カス、油カス、ワラ灰、下肥等を用いていたが、それ以降は田畠のほとんどの作物は化学肥料を中心に使用している。

以上、長野西の農業環境について概略を述べてみたが、戦後の農作業の移り変わりは、集落毎の営みや農業従事者個人の経

験を回顧的に叙述するだけでは、その本質を捉えることは難しく、我が国農業の動向等、巨視的な視点を踏まえつつ重層的に考え合わせていくことで、その変化をより鮮明に捉えられると考えている。

本稿ではまず、長野西集落における戦後の農業技術の合理化・効率化（機械化）やその変遷過程について紹介する。次に、現在その結果として現れてきた様々な課題について国・県の農業施策を踏まえながら言及する。そして、今後の当集落における魅力ある地域景観を積極的に創造するための一試論を述べることとする。

#### 戦後における農作業と農産物の生産方法の変遷

##### a、昭和中期までの農作業・生産方法（機械化以前）

昭和三五年頃までの長野西集落では、区長の統率のもと田掘り、田植、稻刈りの作業開始日や農休日等を設定し、労働力を集約的に利用する農業が営なまれてきた。当時の当集落の総農家戸数は、およそ一二〇余戸程で、一戸の耕作面積は〇・二二二・二haと幅広く、担い手は世襲制で代々引き継がれてきた。また、集落のほとんどの家が農家で稻づくりを中心としつつ、大麦、裸大麦、小麦、アワ、キビ、大豆、ナタネ、綿実、ハタバコ、茶を栽培し、カイコも飼っていた。水田に稻を植え（水田表作）、稻を収穫した後に麦類、ナタネを植え付けていた（水田裏作）。その他の作物は畑や雑地等に植え付けていた。昭和中期までの農作業の一覧を四季別にあげると次頁の表一の通りである。この表から分かるように、春の播種・植え付けと秋の収穫作業に労働のピークがみられ、夏季と冬季作業には比較的



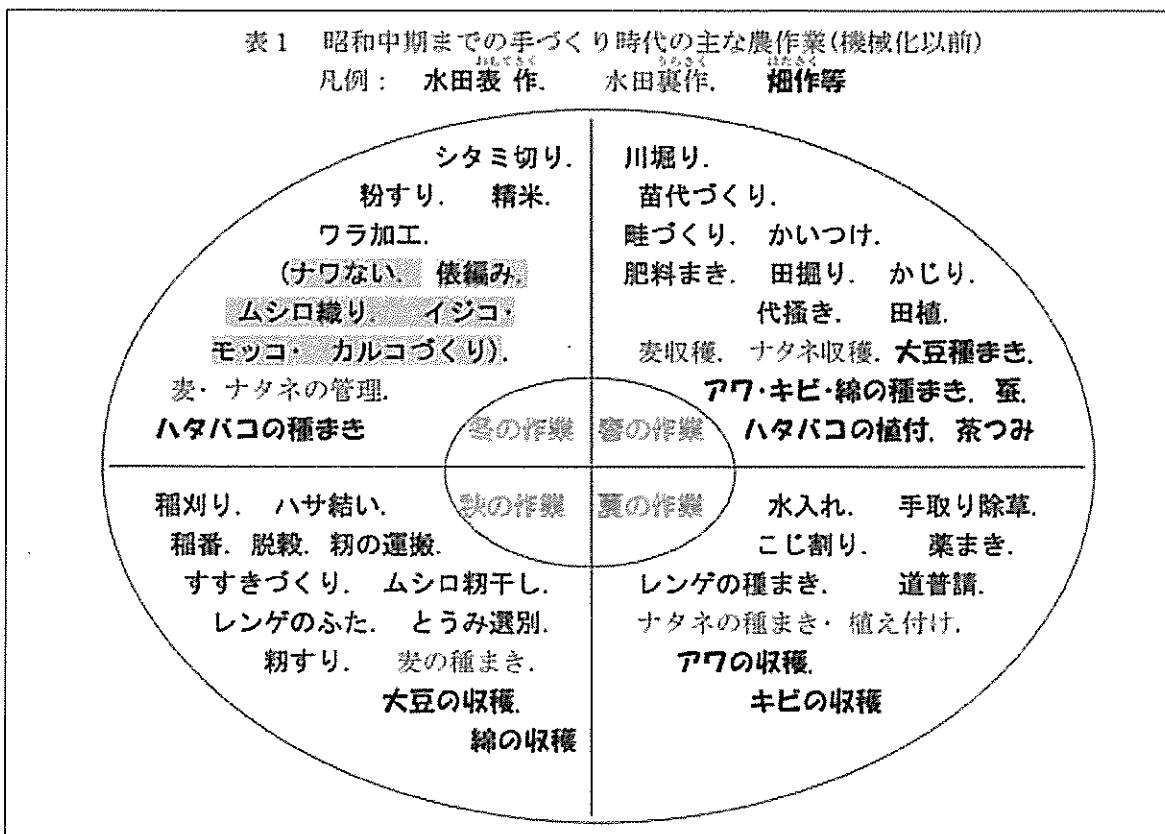
余裕が見られ、この農閑期に、祭礼、盆踊り、結婚式、仏事、会議（区・講・各組織）等を集中的に行つた。

中山道よりも上の集落における耕うん作業には、牛を使った牛耕が行われていたが、当集落の農地は大半が粘質土のため、牛が水田の中でも足を取られ歩くことすらできないので、やむを得ずスキ・クワによる手作業に頼らざるを得なかつたことが特徴的である。したがつて、牛耕地域での田植え作業は女性の仕事であつたが、当集落では男性、女性がともに田植え作業を行つた。また、各作業の労働力は、経営主夫婦は勿論のこと、老人、それに、日曜日ともなれば小・中学生も手伝い、家族全員で農作業に励んだ。ところが、昭和二八年には手ごき式脱穀機、自然通風乾燥機が篤農家に導入し始め、機械化の兆しが見えてきた。当集落ではニカワを容易に入手できたため、稻作肥料に使用したことが特徴的であった。昭和二四年頃、父が毛付ニカワを小さく裁断するため、切り株の上にニカワを乗せ、ナタで切りイジコ（ワラ製容器）を入れていた。その他、単肥と呼ばれる硫安（チッソ）、過磷酸石灰（リンサン）、塩化カリ（カリ）肥料も使われていたが、同三五年以降には、粒状の化学肥料が市販されるようになりなり、これを「肥料おけ」に入れ手散布を行つていた。

昭和中期までの当集落の米の反収はおよそ六・五俵（二九〇kg）程度と収量基準が低いため、特別な年を除いては病害虫の被害も少なかつた。したがつて、農薬もあまり使用しなくても栽培が可能であった。

以上のように当集落における昭和中期までの手づくり時代の農業は、区長や実行組合長の統率のもと家族を最小生産（耕作）単位として、集落が一致団結した協力体制により営まられてきた。

表1 昭和中期までの手づくり時代の主な農作業（機械化以前）  
凡例： 水田表作 水田裏作 畑作等





b、昭和中期以降の機械化された米づくり作業(機械化後)

長野西集落における昭和中期以降(機械化後)の作物栽培は機械化前と同様水稻が主で、水稻の転作作物として水田に小麦・大豆等(行政配分面積分)を栽培するようになった。また、主要な作物作業には、国・県が稻・麦・大豆の機械化作業一環体系を確立された(昭和四〇～五〇年代)ため、当集落ではこの体系を活かした機械化作業が行われてきた。したがって、当集落における水稻の機械化作業を主要作業別に順を追って紹介する。

耕うん・代掻き作業は、昭和三三年からティラーを、同四〇年頃から耕うん機を、同四七年頃耕うん機から乗用トラクターへと移行した。耕うん機からトラクターへの更新は、年老いた経営主は機械の扱いが不慣れのため、次世代への経営委譲をやむなくし、農業後継者の育成にもつながった。

苗代づくり作業は、昭和四〇年後半までは田んぼで作っていたが、同四八・九年頃から田植機の急激な普及に伴い、室内で苗を育てる「土付き苗(箱)」へと進展した。

田植・肥料散布作業は、昭和四五年頃から歩行型二条植田植機が導入し始め、更新時の同五四・年頃には歩行四条田植機が併せて乗用型の田植機も普及し始めた。現在では乗用五～六条植田植機を導入しており、大規模農家では八条植田植機を使っている人もいる。最近の田植機はほとんどの農家が、田植・基肥・追肥を同時に施用できるように開発された田植機を利用している。

田んぼの草の防除は、昭和四〇年頃から除草剤が普及し、重労働から解放された。除草剤の散布方法は、畦畔上からエンジン付の背負式散布機によって、田植直後と田植後二〇日程の二回散布していたが、同五〇年末から、作業軽減化を図るために、

稲の一生中に一回のみ散布する「一発除草剤」を使用するようになった。

病害害虫防除作業は、昭和三四年来の早植栽培の普及とともに化学肥料を多く使うようになってから病害虫の被害が目立つてきたため、同四〇年代には、ヘリコプターによる一斉航空防除を実施した。同五〇年代には環境に配慮し背負式防除機による共同防除に移行した。平成一五年頃から、稻の成育中の防除はできるだけ避け、田植直前の苗箱にイモチ病予防剤を散布する等、農薬量を従来使用の五割以下におさえ、できる限り農薬を使用しない方法を採用している。

刈り取り・脱穀作業は、昭和四三年、バインダー(動力刈取結束機)が市販され、同四四年、愛知川町農地集団化(農地交換事業に伴うバインダーの共同利用事業(五年間))の採択を受け、数戸の農家が何組かに別れ取り組んだ(負担面積二～五ha/台程度)。バインダー作業は、一工程で二作業(刈り取り、結束)可能な機械で、従来の手刈りならば夫婦で一反一日かかっていたものが、鼻歌を歌いながら一人で一反(一〇a)当たり三時間あれば完了し、かつ、腰痛の心配もなくなつたため、農家は機械の精巧さと便利さに腰をぬかしていた。しかし、同四八年頃コンバイン(自脱型)が普及し始めたため、同四九年、バインダーの共同利用組織が解体し、翌五〇年、一齊に二条刈コンバインを導入した(個人有)。今日では、二条刈～多条刈の高性能なコンバインが普及している。自脱型コンバインは、刈り取り、脱穀、袋詰め、ワラ切断・散布と一工程で五作業を済ませるという我が国で開発された超省力収穫作業機械で、精巧な技術力は世界でも知られる。

糊・米の運搬作業は、昭和三四四年頃からティラー用牽引車で、



同四五年前後から軽トラックが急激に普及し始めた。

糀の乾燥作業は、昭和四〇年頃には小面積対応モーター付の立乾式乾燥機が普及した。同四五年前後からコンバインで刈り取った高い水分でも乾燥できる自動乾燥機が急激に普及した。今日では自動センサー付の循環式乾燥機が普及しているものの、小規模農家ではJAのカントリーエレベーター（米の収穫時期に稻刈りをした「もみ」を保管し、必要な時にみ搗りをして出荷する施設）利用がほとんどである。

糀搗り作業は、昭和五二年、完全自動糀搗り機が市販され、高度な糀搗り技術を要しなくなったため、糀すり機を購入（個人有）するようになった。今日ではほとんどの農家が、JAのカントリーエレベーターを利用している。畦づくり作業は、昭和五〇年頃から「あぜぬり機」が市販され、一〇、一一月や三月中旬以降にこの機械を使って畦をつくっている。

以上の各作業機械は、先人の夢を遙かに超越した機械ばかりで、重労働・長時間労働から解放され、稻バサ・ムシロ・イジコ（糀容器）が不要、巧の技から標準化技術へ、食生活の改善（一日当たり五食→三食）等農業者に対する大きな貢献と農作業の大変革をもたらしてくれた。

しかし、レンゲが咲く田んぼでの耕うん作業、夫婦が肩を並べての田植作業、手刈りやバイオリン時代のどかな秋の取り入れ作業をカメラに収めることすらできなくなり、農作業を中心に行開されていった伝統的な地域共同体や家族間の協力体制を希薄にさせ、農村のよき（長野西の風物詩）が失われてしまつたこともまた事実であり、今日では美田の一部が耕作放棄のため雑草が繁茂し、無計画な宅地の乱開発が進みつつあるのが現状である。

### 農業政策と長野西・篤農家の農業変遷

ここでは、国・県の農業施策が当時の長野西の農業に反映され、長野西住の篤農家にどのように影響を及ぼしたかを表二を参照しつつ振り返ってみる。（次々頁参照）

昭和一七年、国は食糧管理制度を制定され、戦時中の食管制度は、国が不足がちな戦時主要食糧（米・麦・いも類）を調達し、国民への公平な配給を中心とした。また、同一九〇二四年頃にかけては、米供出の個人割り当ての徹底、ヤミ米の取り締まり強化等で、当集落の農家にとっては悪夢の時代であった。当集落の割り当米が完納出来ない時は警察官・区長が集落の農家のトバコ（米庫）を巡回調査する有様であった。同一九年の区長が農家のトバコを巡回された際、村人から「保有米まで供出せよ」とうことか。そこまでしなくてよいのでは」と憎まれ口をたたかれることもあった。ちなみに、当集落に割り当られる米の反収基礎は、愛知川町調整委員（農業委員）と長野西実行組合長とが集落内の田んぼを巡回し決定したが、喧嘩沙汰になることもしばしばあった。

昭和二二年までの当集落における農家の稲づくりは、地主から土地を借り受け、小作する人々が大半であった。その作業方法は、スキ・クワによる家族労作的なもので、小作者の生産量は低く貧困生活に陥っていた。もちろん、こうした状況は全国的な課題であった。その打開のため国では、同二一年、第二次農地改革法を成立し、地主制の機能を抑制するため、自作農創設特別措置法を制定した。さらに、同二三年、小作者の保護、生産意欲の喚起、食糧自給率を高め食糧不足の解消を図るため、



農地改革が施行された。この結果、当集落においては不在地主

の全所有地と在村地主の貸し付け農地の内七〇aを越える分は國に強制買収され、集落の小作者に売り渡すことになった。これにより、当集落の社寺領地・村有地・地主の小作者は、同二三年、同法第一六条の規定により、滋賀県（愛知川町）農地委員会の承認を得て農地を取得することができた。

当集落の某農家に保存されている滋賀県知事発行、農地等売渡権利書によると、売渡の時期は同二三年七月一日および同年一二月二日に分かれ、前者は一反三畝一八歩を二五四四円八〇錢で、後者は一反一畝一八歩を一一九〇円八〇錢で、いずれも一時払いするように記されている。農地の対価は前期と後期とでは多少異なるが一〇a当たり平均一〇六一円で、昭和二三年の米価は一四八七円／俵（六〇kg）であることから、集落の農地一〇aを米一俵以下の価格で取得できることになる。なお、これらの農地はいずれも上田であるが、中田、下田はこの対価よりも低かった。農地改革による当集落の小作者一人当たりの農地取得面積は、一〇a（一・三ha）と幅広く、小作者が一挙に自作者になつた例、また、当該法の規定によって地主階級は消滅し、所有地が無になつた人、一・五ha耕作していた地主は一・二haを耕作する大農家になつた例等様々であった。

さて、国内の米生産量は国民消費量に対し、大正中期から昭和初期には一〇数%は不足し、昭和一八年頃まで不足していた。ところが、同三〇年の豊作を契機に米の国内の自給は好転したため、国は供出割当制を廃止し、供米予約買付制度を発足した。昭和三〇年代の当集落の農業の担い手は生産意欲に燃え、篤農家ではティラーが初導入される等、当集落の機械化農業の幕明け時代で、いざれの農家も農業に対する愛着心が強く、希

望に満ちあふれていた。

昭和三六年、國は農業基本法を制定し、農政方針として、農業生産の選択的拡大、機械化・経営の近代化を図りながら農業総生産を増大し、「所得倍増論」を訴え、ラジオ、白黒テレビ、新聞等で毎日のごとく報道されていた。テレビや新聞を見た当集落の農家は、「所得が倍になるって結構な話や、そんな計画が実現できるものか」とあざけ笑っていたものの、重労働や不自然な農作業姿勢から解放できる欧米のような機械化農業に首を長くして待ち望んでいたことは確かであった。

農業基本法政策方針の一つ目である農業生産の選択的拡大では、湖東管内において、施設野菜・果樹・花卉・畜産部門等で選択的拡大を図る農業者が数多く見られたが、当集落では育たなかつた。その理由は国鉄稻枝駅まで三km、国道八号線まで一kmという交通の便に恵まれていたことと、労働市場が身近（町内外）にあったことから兼業農家という道を選択する農家が多くつたためと考えられる。

端的な例をあげると、昭和三七年頃には国鉄の夜間工事に岡かけた人（長野西）の日当は八〇〇〇円／夜で、四夜出役すれば一〇a分の所得以上になつた（米価六三〇八円／俵×八俵／一haを耕作する大農家になつた例等々であつた。

さて、国内の米生産量は国民消費量に対し、大正中期から昭和初期には一〇数%は不足し、昭和一八年頃まで不足していた。ところが、同三〇年の豊作を契機に米の国内の自給は好転したため、国は供出割当制を廃止し、供米予約買付制度を発足した。昭和三〇年代の当集落の農業の担い手は生産意欲に燃え、篤農家ではティラーが初導入される等、当集落の機械化農業の幕明け時代で、いざれの農家も農業に対する愛着心が強く、希



## 戦後の農政と長野西地域の農業変化

国・農政等		長野県の農業		某地農家の農業機械導入経過等	
年 代	手 作	年 代	手 作	年 代	手 作
S17	国各種修理法制定	S22	米其林の輸入網との協定	S22	通電・特俊商の個人のDC・火曜・相談
S20	國農免改革法成立	S23	自作地の畠大・小平雪と自耕農家	S23	自作地の畠大・小(草葉集)
S21	国・自作農地主の財産税課徴率定	S24	受知川西郷地区を含む組合設立	S24	人効率軽減・生産性強化
S22	国・生糞等の廃棄規制	S25	高麗農業試験場開設	S25	→SC 16枚田耕者から1枚耕作権付用
S23	国・畜糞等の廃棄規制	S26	高麗農業試験場開設	S26	→スリロ同士とゴム輪に更新
S24	-4. 國・地代日本一(東京地租基	S27	平野河原町で普及	S27	→社・農機具販賣会
	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S28	本町に見る初作所開拓	S28	→社・農機具販賣会
S25	國・農業機械化促進法制定	S29	→0.5頃地主も(精耕)開拓事業	S29	→社・農機具販賣会
S23	國・生糞等の廃棄規制(1月-12月)	S30	長野県農業研究指導會立	S30	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S31	6-5月田園(管理)→日耕耙除	S31	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S32	→テラ・モト耕耙除	S32	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S33	アダチ耕耙除(USIC)	S33	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S34	精耕者主に培養等へ改作始める	S34	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S35	手上耕作止(二年期のうち)食事問題	S35	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S36	二年期耕作技術(USIC)	S36	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S37	二年期耕作技術(USIC)	S37	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S38	精耕者主に培養等へ改作始める	S38	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S39	精耕者主に培養等へ改作始める	S39	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S40	精耕者主に培養等へ改作始める	S40	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S41	精耕者主に培養等へ改作始める	S41	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S42	精耕者主に培養等へ改作始める	S42	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S43	精耕者主に培養等へ改作始める	S43	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S44	精耕者主に培養等へ改作始める	S44	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S45	精耕者主に培養等へ改作始める	S45	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S46	精耕者主に培養等へ改作始める	S46	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S47	精耕者主に培養等へ改作始める	S47	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S48	精耕者主に培養等へ改作始める	S48	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S49	精耕者主に培養等へ改作始める	S49	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S50	精耕者主に培養等へ改作始める	S50	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S51	精耕者主に培養等へ改作始める	S51	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S52	精耕者主に培養等へ改作始める	S52	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S53	精耕者主に培養等へ改作始める	S53	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S54	精耕者主に培養等へ改作始める	S54	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S55	精耕者主に培養等へ改作始める	S55	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S56	精耕者主に培養等へ改作始める	S56	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S57	精耕者主に培養等へ改作始める	S57	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S58	精耕者主に培養等へ改作始める	S58	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S59	精耕者主に培養等へ改作始める	S59	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S60	精耕者主に培養等へ改作始める	S60	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S61	精耕者主に培養等へ改作始める	S61	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S62	精耕者主に培養等へ改作始める	S62	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S63	精耕者主に培養等へ改作始める	S63	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S64	精耕者主に培養等へ改作始める	S64	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S65	精耕者主に培養等へ改作始める	S65	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S66	精耕者主に培養等へ改作始める	S66	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S67	精耕者主に培養等へ改作始める	S67	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S68	精耕者主に培養等へ改作始める	S68	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S69	精耕者主に培養等へ改作始める	S69	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S70	精耕者主に培養等へ改作始める	S70	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S71	精耕者主に培養等へ改作始める	S71	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S72	精耕者主に培養等へ改作始める	S72	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S73	精耕者主に培養等へ改作始める	S73	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S74	精耕者主に培養等へ改作始める	S74	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S75	精耕者主に培養等へ改作始める	S75	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S76	精耕者主に培養等へ改作始める	S76	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S77	精耕者主に培養等へ改作始める	S77	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S78	精耕者主に培養等へ改作始める	S78	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S79	精耕者主に培養等へ改作始める	S79	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S80	精耕者主に培養等へ改作始める	S80	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S81	精耕者主に培養等へ改作始める	S81	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S82	精耕者主に培養等へ改作始める	S82	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S83	精耕者主に培養等へ改作始める	S83	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S84	精耕者主に培養等へ改作始める	S84	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S85	精耕者主に培養等へ改作始める	S85	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S86	精耕者主に培養等へ改作始める	S86	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S87	精耕者主に培養等へ改作始める	S87	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S88	精耕者主に培養等へ改作始める	S88	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S89	精耕者主に培養等へ改作始める	S89	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S90	精耕者主に培養等へ改作始める	S90	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S91	精耕者主に培養等へ改作始める	S91	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S92	精耕者主に培養等へ改作始める	S92	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S93	精耕者主に培養等へ改作始める	S93	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S94	精耕者主に培養等へ改作始める	S94	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S95	精耕者主に培養等へ改作始める	S95	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S96	精耕者主に培養等へ改作始める	S96	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S97	精耕者主に培養等へ改作始める	S97	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S98	精耕者主に培養等へ改作始める	S98	→社・農機具販賣会
S20	全國水位逐月監視統計(1月-12月)	S99	精耕者主に培養等へ改作始める	S99	→社・農機具販賣会
S24	國・農業機械化促進法制定	S100	精耕者主に培養等へ改作始める	S100	→社・農機具販賣会



長野西のお寺を借りて（両寺交互に）余興を取り入れた「野止め（農休日）」行事を行っていたが、同三六年頃、機械化農業の進展とともに廃止になった。

農業基本法政策方針の一一つ目は農業技術の向上によって農業生産性を向上し、農業総生産の増大を図ることを目的とした。昭和半ばに県の早植栽培技術が確立され、同三四四年頃から当集落の農家に早植栽培（六月田植→五月田植）が普及し、町の指導のもと一割增收運動を開催した。早植栽培技術確立の根底には、肥料は三要素（チッソ・リンサン・カリ）の単品肥料から工場で生産された粒状高度化成肥料（三要素の合計が三〇%以上）になり、農薬は混合農薬が販売、同時防除もできるようになり、さらに同四〇年頃から水田除草剤の普及等が大きな支えとなって、労働生産性もすこぶる向上した。逆に労働生産性の低いナタネ、小麦等の裏作は影を潜めた。さらに同四一年には「愛知川町五石どり稻作研究会」が発足され、当集落の篤農家も幾名か参加した。当研究会の目的は各種の革新技術を導入して一〇a当たり五石（七五〇kg）の収量目標に挑戦していくことで、目標に限りなく近づくことができた当集落の篤農家も数多く見受けられた。同四〇年後半には、長野西の熱心な兼業農家においては一〇a当たり収量が一〇俵（六〇〇kg）を越えることが通常となり、従来収量の一・六・一・八倍に向上し、農業所得は低いものの、農家所得は他産業就労者とほぼ同等、またはそれ以上になつた。

その結果、当集落の兼業農家においては、高価な農業機械はもとより、今まで高額所得者でなければ手にすることが出来なかつた自家用車、公社電話、電化製品、本家の新築等を我が者にすることができ、先進的な生活が営めるようになつた。梅田

満壽雄氏によれば、湖東地域、特に愛知川辺りは交通の便がよいために働きにでている農家が多く、毎月サラリーをもらえたので、農業機械の導入が早かつたのだという。農業機械の導入のためには農外収入を必要で、各農家が兼業化への道を歩み、結果として農業の機械化は経済的側面からも兼業農家の増加を促進させたことを暗示している。

農業基本法政策方針の三つ目は、経営規模拡大・農地の集団化・機械化および經營の近代化であった。前述したように、当集落の大半が第一種兼業農家で、經營規模拡大を行う農家は育たなかつたものの、遅ればせながらも昭和五五年農業後継者一名（現一八ha）が誕生し、平成八年、長野西の農業を何とかしなければとの思いで長野西営農組合（現三名・一四ha）を、同一八年に出屋敷営農組合（現一三名・六ha）を設立し長野西の農業を支えている。

昭和半ばに国は農地の集団化を提唱され、当集落では昭和三〇～四〇年まで農地集団化（農地交換）事業（交換率一三二%）に取り組んだ（農地交換面積差額七〇〇円／坪）。さらに、国では同三七年農業構造改善事業（ほ場整備事業）が推進され、当集落においても、同五四年愛知川西部地区ほ場整備事業計画図は出来上がつたものの、同五八年総論賛成、各論不賛成となり断念した。

機械化については、同二〇年代の当集落には定置式機械等が普及していた。同二八年、国の農業機械化促進法の制定に基づき農業の機械化施策が打ち出された。これによつて長野西では、同三〇年半ばから歩行型の機械が普及し、いざれの機械も一台一〇〇万以下で農業収入から何とか支払うことができた。

しかし、同五〇年前後からの当集落の農業は乗用型農業機械



へと進展し、高性能なトラクター・田植機・コンバイン、農舎等の投資は一〇〇〇数百万円以上にものぼり、これらの代金は農外収入のボーナス等で支払い、兼業農家が益々進展していった。このことと並行して大半の農家が世代交代も含め、専業農家・第一種兼業農家から第二種兼業化へと一変した。つまり、当集落では、国の施策の方針とする經營規模拡大を図りながら經營の近代化を図っていくことには結びつかず、機械化貧乏に陥ってしまった。収量は、栽培技術の向上をも手伝つて九俵(五四〇kg)程度で従来の一・三倍にアップした。熱心な農家では一〇a当たり収量が一二俵(七二〇kg)もある田んぼもあつたと自慢する人もいた。一方、米価は昭和四〇年では一俵(六〇kg)当たり六三〇八円、同五〇年一五六一二円、ピーク年の同五九〇六年は一八六六八円とうなぎ登りに上昇し兼業農家にとっては笑いが止まらない農業が実現した。

このように当集落においては、農業基本法で提唱された農業所得の倍増には繋がらなかつたものの農家所得は倍増し、自然を満喫できる田園で、衣・食・住の欲望を満たし、都市よりも環境的に恵まれた生活が営めるようになつた。

三四〇年来の高度経済成長とともに、稻作生産力の発展と農家の献身的な努力によつて米の生産量が増大し、国民の食糧をほぼ自給できるようになつた。ところが、その後、国民の食生活が多様化(パン食等粉食・肉食比重の増大等)によって米の消費量が減少し、米の生産過剰に陥つてしまつた。そこで、国では、米の政府買い入れ米を調節するため、同四四年自主流通米制度が導入(消費者選好にあつた米を集め業者が直接販売)され、さらに、同四五五年から生産調整が開始された。当集落には、惣(区)田が小字横矢田に六〇・七八aあり(大正八年、字中宿

T氏から購入)、従来から水稻を作付けしていたが、同四八年、管理転作(水張転作)を行うようになつて今日に至つている。

国は、昭和四六年から稻作転換対策が実施され、他町では水田に果樹・野菜・花卉等を栽植し(水田総合利用対策)、選択的拡大を行う農家もみられたが、当集落では水稻オンリーの農業が當まっていた。その後、国は、同五三年から九年間、一期、二期、三期にわたつて水田利用再編対策が行われた。この対策は、稻転作(減反)を実施し、生産量を抑えるかわりに生産者に対し転作奨励金が支払われるという仕組みで、本格的な米の生産調整が行われはじめた。当集落の転作率は、水田面積の三%程度で、水田に野菜・他用途利用米(菓子等の加工米)・景観作物(レンゲ)の栽培、稻の青刈り(生育途中で刈り取る)、管理転作(耕うん・代掻きを行い、水を張るが田植はしない)で対応した。この時点での県は、米過剰の解消のため、消費者が米ができるだけ多く消費してくれるようになると消費者趣向の良質米「コシヒカリ」を三割栽培するとともに一割增收運動が展開され、当集落においても栽培の難しい「コシヒカリ」づくりに取り組む人も少なくなかつた。

しかし、国では、なお米余り状態が続くため、水田農業確立対策が昭和六二年(平成元年までの前期、平成二~四年までの後期が実施され、当集落においても転作面積が大幅に増大した。さらに、国では、平成八年から新政策調整推進対策、同一二年から水田農業経営確立対策、同一年から水田農業構造改革対策、同一年から米政策改革推進対策が打ち出された。このことによつて、当集落の転作率は、昭和六二年一六%、平成二年一七・三%、同一年一八・七%、同一年二四%、同一年二七・五%、同一年三〇%弱と年々減反面積がエスカレートし



た。このため、当集落では従来のような家庭用野菜や稻の青刈り等では対応しきれなくなり、小麦を転作作物として取り入れるようになった。小麦を刈り取った後に大豆を作付する人も見つけられたが、今日ではほとんどの人が小麦のみを作付けてい

る。小麦の品種は、平成一九年頃より従来の「農林六一號」から収穫時期が三日程早く短穀白皮種の「ふくさやか」に切替えた。平成一一年、国では、「食料・農業・農村基本法」が制定された。これは我が国の食料自給率四〇%のなかで、食料の基盤である農地を守って行くことが重大なため、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展および農村の振興の四つの基本理念の実現を目指している。これを受け、平成一六年、県では、国に先立ち、「環境こだわり農産物認証制度」を施行された。この制度は、化学肥料・化学合成農薬の使用量を慣行の五割以下に削減するとともに、濁水の流出防止等琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で、一定の要件を満たして生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度である。この制度に当集落の専業農業者一名、集落営農組合が中心になって取り組み、平成一八年度に認証を受けた面積は、水田面積五四・〇haのうち環境こだわり水稻面積一五・七九ha(二九・二%)で地域の先導的営農の役割を果たしてくれた。これに対し、県は環境こだわり水稻に取り組んだ当集落の農家に対し交付金を直接支払いした。

前述した「食料・農業・農村基本法」の具体策として平成一九年、国が品目横断的経営安定対策を打ち出され、従来の全農家対象の品目毎の価格に着目して実施されてきた対策から扱い手のみに絞り、経営全体に着目した対策転換は戦後農政の根本から見直すものであった。したがって、当集落で対象となる農家

はごく一部の専業農家に限られてしまった。

さらに、国では同一九〇一二三年まで「農地・水・環境保全向上対策」が打ち出された。県はこれを受けて、く滋賀らしい「農地・水・環境保全向上対策」「世代をつなぐ農村まるごと向上対策」と名をうつて、各集落に呼びかけられ、当集落においても活動の採択を受けた。この活動は、地域の環境保全に向けたまとまりにある先進的な営農活動と農地・水を守り、質を高める効果の高い共同活動とに分かれ、前者は、平成一八年までの滋賀県環境こだわり認証制度そのものが組み込まれた。前者の当集落における同一九年度営農活動実績(環境こだわり農産物認定)は、水田面積六二・七九haの内二八・二ha(六二・三%)で、農業者の献身的な努力によって従来の一般的な農法を上回る好成果を得た。一方、後者の農村をまるごと保全する同二〇年度共同活動実績は、計画の策定、水質検査・濁水防止見回り巡回、機能診断は環境保全会役員、川掘り、道普請は自治会が、水路・ポンプ場の水漏れ巡回点検・補修は農業組合、水路・堰の修復は水利係が、ごみ拾いは子ども会・老人会が、生きものの観察は子ども会・環境指導員が、それぞれ役割分担を明確にしながら、子どもから高齢者までが一丸となつて、心なごむ田園景観づくりに育むことができた。

前述したとおり、昭和三六年、国の農業基本法の制定は、日本農業だけではなく、日本の社会構造全体に大変革をもたらした。当集落においても例外ではなかった。同三六年以降、当集落においては、国・県の農業施策により、①農業の担い手のほとんどが他産業へ流失・サラリーマン化、②農作業は土・日百姓、③農休日の廃止、④ワラ細工の廃止、⑤機械導入により労働重労から解放のため食事は五回／日から三回／日(食の多様化)、



⑥道普請・川掘り・敬老会・祭事等区関連事業は日曜日に集中、  
⑦親戚付合い(正月・祭・盆)の希薄化、⑧仏事・講の縮小廃止、  
⑨生活のあわただしさ・経済的余裕、⑩当集落の独自性ある農業姿勢を根本的に変え、ほぼ全国一元化した農業、農村への変化等、戦後六〇余年にして過去の長い歴史からみても驚くべき早さで集落像や個々の生活環境を変貌させた。

### 国農業施策と長野西地域農業の特徴

国の農業基本法制定後にみる農業の根本的な改革は、地域固有の農業技術の衰退、農業労働力の他産業への流出(兼業)、伝統的地域共同体や家族の協力体制の希薄化、不耕作田の増加、化学肥料・農薬の乱用による地域環境(耕地や水)破壊等負の要因を招く結果ともなった。

ここでは、戦後農業の弊害として現れてきた諸問題の解消に向けての当集落の取り組みを述べる。

農業技術の継承取り組みとして、まず、区内に土に親しんで貰うため、平成一八年の夏祭りにおいて、水田を代掻き状態にし、幼児にはたらい舟競争、小中学生・大人には素足で水着を身につけ「どろんこビー・チボーリ」大会を行った。このとき小学生らは、頭からどろんこになって歓声をあげはしゃいでいた。また、平成一九年、子どもの時から植物の育て方を身につけさせるため、長野西子ども会・区役員の指導のもと、長野西小学生五〇名を対象にコスモスを播種(水田転作畑二〇a)させ、秋には自分が播いた種がどのように生育して花が咲くかという体験学習を行ない、農に親しみ、その楽しみも感じて貰うよう努めた。

平成一九年六月、将来の食料危機に備え生活の糧とするため、

生きいきサロン(八〇歳以上のお年寄りを祝する行事)ボランティアと小学生とがサツマイモの苗を植え付け、秋には収穫したイモを鍋で蒸し食するという、栽培方法から食べ方までの体験学習に取り組んだ。話は前後するが、平成一八年一〇月、子ども会主催による行事で、鎮守の大龍神社において宮世話より宮の由緒を聞いた後、落ち葉掃除を行い、この落ち葉でサツマイモを丸焼きにして小学生が食した。このようにてサツマイモの植え付け方法・食べ方二種を小学生に体験して貰った。今後は、主食である稻・麦の体験学習を行い、次世代を背負つてくれる子ども達とともに取り組んでいきたい。

前述したとおり、昭和五〇年後半頃から農業の担い手は高齢化の一途をたどり、米価の低迷、農業機械の価格高騰等が隘路となって、農業をやっていこうとする若者が育たなくなってしまった。その結果、農地の荒廃、畦畔・農道に雑草が繁茂、農道・用排水路の管理放任、自然環境の悪化等過去に戻すことが出来ない程の環境悪化をきたしてしまった。これに着目した土地不動産業者は昭和五二～三年頃から当集落へ頻繁に出入りするようになり、農家は次から次へと農地を手放していく。そのことに関し区民全員との検討がなされないままに、宅地開発業者が南田(長野出屋敷周辺)を中心に無計画に開発し、水路変更、建物による作物の日照不足に伴う減収、空き缶のポイ捨て等隣接水田の栽培上弊害を引き起こしている。今や、その波が北田(長野西本郷以北)にも押し寄せ、宅地開発業者を中心にして長野西の将来を無視した開発が行われようとしている。その大きな原因是、長野西地域(愛荘町全域)が都市計画法の未線引き地域であるためである。

そこで、長野区では、平成一九年、長野西宅地開発検討委員



会(構成・区長、副区長、区会計、町農業委員、長野西農業組合長正副・長野南農業組合長正副の計一〇名)を立ち上げ、突発的な業者の開発希望に対し、当地域の将来方向を見据えながら検討するという試行的な検討委員会(計一四回)をもつた。同

二〇年以降は当委員会に学識経験者も含め、長野西の将来計画を樹立の上、本格的な検討委員会の再構築・当委員会の検討内容の充実を図りながら、町との連携をいつそう緊密にし、限りある優良農地を次世代に引き継いでいきたいと考えている。

さて、当集落では、寛永の頃(同一六一四～一六四三年)、大隴神社・金刀比羅神社の祭典斎行を目的に「長野宮講」が組織され(数え年一五～三〇歳の男子)、若衆の人間修養の場で、親孝行・賭け事の禁止・家業専念義務・質素檢約・他字との喧嘩口論の禁止等の道徳律を教えた。この組織は今日も存続しているものの時代の変遷とともに形態を変え本来の機能はうすれてしまつた。そこで、現在の学校や家庭で教わることのできない「長野宮講」組織で培われた農業魂・道徳教育を当集落の若者に継承していきたいため、昭和六一年、大隴神社に伝わる太鼓のたたき方をもとに「長野中村太鼓」と名打って、七人のメンバーが組織を立ち上げた。そのレパートリーは駕與丁太鼓(参詣呼びぶれ太鼓)、大隴節(豊作感謝太鼓)、虫送り太鼓(害虫防除祈願太鼓)、雨乞い太鼓(雨乞い祈願太鼓)、豊年太鼓(豊作祈願太鼓)で、毎年長野西公民館において、その打ち方にについて長野西小学校高学年を対象(一hr×五日)に伝えている。この中で、農業の尊さ、食べ物の有り難さ、崇敬心、祈願の心(忍耐力)、感謝の心、挨拶の仕方等を話している。このことを聞きつけた町内の小学校長が授業の一環として取り入れたいと要請があり、平成一五年から愛知川東小学校(一hr×三日)、同一九年から愛知川小学校

(同)へ出向いている。

また、平成元年、当宮講組織の良さを区民に周知して頂くため、昭和三五年までの「長野宮講」組織及び宮太鼓の打ち方等を織り込んだ冊子「ふるさとのひびき」を発刊し区民に配布した。さらに、平成一七年一月、当宮講の精神を区民に深めて貰うため、長野西文化祭(長野西公民館)において「長野宮講を通じた青少年教育啓発演劇」、「長野宮講」(キャスト一一名)と題し、昭和三五年当時の様子を区民の人々に披露した。加えて、これらの当集落の由緒ある歴史を後世に残していくため、平成一八年から「長野史」の編さんに向けて一〇数名の委員により取り組んでいる。

当集落には先人が長年に亘って培ってくれた誇るべき農業の歴史があり、昭和四〇年以前の長野西の農業は、町内でも屈指の先進地であった。しかし、農業基盤の基本であるほ場整備ができるいないため、今や近隣集落の農業と比し遅れているのが現状である。一方、教育・文化・芸術面では他集落にひけをとらない優れた人材に恵まれていてそれを活かし、今日的課題である人間教育、農村環境に調和した地域開発、住民同士の協力体制の構築等今日の時代に即応した新しい農業・農村の課題解決・創造に向けて知恵を絞り、区民一丸となり躍進していきたい。

### 長野西地域の農業・農村夢プラン

長野西集落の現在の農業の担い手は、団塊の世代による一握りの專業農家・宮農組合員と高齢化した第二種兼業農家五〇戸位が日曜百姓を行っているものの、担い手は年々減少の一途をたどっていき、近い将来長野西の農地を守つていけるかが危惧



されている。当集落の水田面積六〇余haからして、平成一一年に制定された「食料・農業・農村基本法」に沿った農業を行うには、二～三名の担い手がいればよいことになるが、今日までの世襲制を前提とした農業経営ではあまり期待できない状況下にある。滋賀県就農相談センターには毎年一〇〇件に近い就農希望者（準新規参入者）が相談に足を運んではいるものの、新規参入者（農地を持たない新規就農者）は、県内で年に二～三名程度にとどまっている。したがって、町行政と町農業委員会とが主体となつて新規参入者を本格的に募り、長野西の土地所有者と新規参入者との農地貸借に関する仲介業務を担つて頂き、長野西（町内）の農地を守つて貰うより他ならないと考える。その代わり、川掃除・道普請・畦畔の草刈り等は長野西区民が一丸となって取り組んで行かなければならない。即ち、平成一九年から長野西区が取り組んでいる「世代をつなぐ農村まるごと向上対策」の當農活動は新規参入者が行い、共同活動は区民が担つていくというスタンスで、今日その予行演習を行つてある。これは将来の長野西を見据えた農業のあるべきシステムではないかと考えている。そして、新規参入者が集落農業を担つていくという農業経営方式は長野西のみならず、県下の各集落に通じるものであると考える。

ところで、区の年間行事（神社の例大祭、運動会、文化祭、夏祭、グランドゴルフ大会、バレー・ボーラ大会、川・道普請等）に個人が参画していくことに対し、現時点では消極的で、できれば参画したくないとういう雰囲気が全体的に感じられることも事実である。例えば、春の例大祭は歴史的・文化的・教育的に継承していかなければならぬが、成年男子のみで構成され、封建的なしづら等もみられ、現代社会にマッチしないと

ころが多分にあり参画離れしている。これらに対し、積極的な参加をえるには、今までのようになつて区長・年長者が仕切ることなく、女性も含めた若者自ら（一〇～四〇歳代）が主体性をもつて企画・立案し、責任感を持つて区事業運営が行えるような区の体制づくりを構築していきたい。そのために平成一九～二〇年、二〇組に亘る組別懇談会を開催し、区民の声をできるだけ多く吸収するよう努めたが、今後も当懇談会に趣向をこらし継続していきたい。

昭和二八年、長野西には小川に水車があり、菖蒲が咲き、ハリヨ・コイ・フナ・モロコ・タナゴ・ドジョウ等が戯れ、森にはカブトムシやセミが生息し、土に生きる人々が美田を守つてきたのどかな農村地帯であった。その中で、子ども達は、池や川で魚採り・村の鎮守の森でターザンごっこ・馬場（広場）の銀杏の木に登り陣とりごっこ自然とたわむれ遊ぶことができた。そこで、昭和二〇年代の長野西の農村に限りなく近づけるため、平成一九年から五年間に亘る「世代をつなぐ農村まるごと向上対策」活動の中で、共同活動では平成二〇年、かつて川沿いに咲いていた菖蒲をポットに植え付け、集落の要所に置き、心なごむ郷づくりに取り組んでいる。さらには、同二〇年から実施する町道外周道路二～三号線工事と並行して、水路には水車を回し、川岸に菖蒲を咲かせた「水車と菖蒲の郷づくり」に取り組めばとも考えている。加えて、富地の湧壺を整備し子ども達が魚とたわむれ、神社の森で森林浴を味わえるような長野西の特徴を活かした贅沢な郷づくりにぜひ挑戦していきたいものである。また、プロ農家主体の當農活動においては、環境こだわり水稻栽培一〇〇%を目指し、安心安全な作物づくりの模範集落にしていきたい。



さて、平成一九年度の我が国食料自給率は四〇%（カロリーベース）と聞く。これを昭和四〇年代のように八〇%代に近づけていきたいものである。その実現に向けて、生産面では、農地の有効利用の観点から稻転作面積を削減し飼料用米、需要に即した麦・大豆等の生産体制の整備が必要である。施策面では、輸入食品に勝る国産農産物を供給する生産者の所得向上施策が最重要である。その他、消費者や食品加工業者の意識を国内産農産物に仕向ける、自給率障害となる関税の削減、ミニマムアクセスの低関税輸入枠の拡大等農業分野の市場開放をくい止めることが急務である。また、地産池消をすすめていくことも大切である。このことが長野西、ひいては我が国の荒廃地・放棄田の解消、農業後継者の育成、農業の発展に必然的に繋つていくものである。

平成二〇年夏に石油が高騰し産業界では大きな痛手を受けたことは記憶に新しいが、昭和四〇年まで当集落や県内でナタネを栽培していた経験を活かし、バイオディーゼル燃料(BDF)に係る効率の高いバイオマスとしてナタネを転作田に作付け、我が国が自給できるエネルギー資源として活用することも考えられる。

ともあれ、我が国の食糧（米）生産事情と歩調を合わせるように長野西の食糧（米）事情も昭和二〇～三〇年にかけては需要不足で、同四〇年代に充足し、同五〇年代～現在にかけ供給過剰をきたした。また、農業の移り変わりに伴う地域環境の悪化等に代表される負の遺産も顕在化してきている。こうした変遷過程は、当集落だけに当てはまるのではなく、戦後の国や県の農業政策と密接な関連性をもちながら、全国的に進展していく流れであることは重要な問題である。

今後は、これら諸問題の解消に向けて各業界と各集落が相互補完的かつおののが責任をもって努力していかなければならず、滋賀においてもバイオマス生産や碧い琵琶湖の再生等新たな課題に対し、産・官・学・地域（集落）が四者一体となって挑戦して行くことが急務である。

長野西においては、過去のよいところを再確認し、それを活かしながら時代に即応した新しい農業・農村の構築（経営）に全力を尽くし、都市化していく農業モデル地区として全国に発信していきたいと考えている。

（元滋賀県農政水産部農業技術職員）

#### 協力者一覧(敬称略)

大木祥太郎(愛知川町史編さん)、谷 幹義、

梅田満壽雄、滋賀県湖東地域振興局農産普及課

#### 参考文献

梅田末次郎『祖先のあゆみ』(長野出屋敷説教所、昭和六〇年)  
谷 幹義『ふるさとのひびき』(長野公民館、平成元年)  
谷川聰一『村人のあしあと』(長野西区、平成五年)

『湖国農業にかけた情熱四〇年』(滋賀県農業改良普及事業協議会、昭和六三年)

